

愛知県小児救命救急センター設置要綱の制定について

小児救命救急センター指定に先立ち、その根拠となる要綱として、「愛知県小児救命救急センター設置要綱」を制定する。

本要綱の内容は、厚生労働省医政局が定めた「救急医療対策事業実施要綱」によるもので、若干の相違点を除き、基本的に同一の内容である。（詳細は、要綱案及び比較対照表のとおり。）